

介護職員初任者研修受講料 網走市が補助します！

網走市では、介護人材確保のため介護職員初任者研修受講料の一部について、次の条件を満たす場合に補助事業者を受講料の1/2を補助します。

【補助の申請ができる方（補助事業者）】

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する市内の事業所を運営する法人(交付要綱第2条参照)
※研修開始時に事業所で就労している方は、個人で申請することはできません。

【補助の対象となる経費】

- ・補助事業者が研修事業者に支払った受講経費
※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者(下記の全てに該当)】

- ①当該年度末までに介護職員初任者研修を修了している方
- ②研修時に市内事業所で介護職員として就労しており、かつ、補助申請時においても就労が継続されている方
- ③補助事業者が直接雇用契約を結んでいる方

【提出書類】

- ①交付申請書(別記第1号様式)
- ②所要額(精算額)調書(別紙1-1)
- ③受講した介護職員の就労証明書(別紙1-2)
- ④受講経費の領収書(原本)またはクレジット契約証明書(利用証明書)等
※下記の事項が全て記載されており、宛名が補助事業者となっているものに限ります。
 - ア 介護職員初任者研修事業者の名称
 - イ 領収額(またはクレジット領収額)
 - ウ 領収額の内訳(受講料・テキスト代等の内訳が分かるもの。別紙可)
 - エ 領収日(またはクレジット契約日)
 - オ 領収印
- ⑤研修機関が発行する修了証明書(写)
※様式については市のホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください。

【申請期間】

令和5年7月3日(月)から令和6年3月29日(金)必着

【お問合せ・申し込み先】

〒093-8555 網走市南6条東4丁目
網走市 健康福祉部 介護福祉課 介護保険係
TEL 0152-44-6111(内391、403) FAX0152-44-0077
E-mail: ZUSR-KF-KAIGO-KAIGO@city.abashiri.hokkaido.jp

介護職員初任者研修受講料 網走市が補助します！

網走市では、介護人材確保のため介護職員初任者研修受講料の一部について、次の条件を満たす場合に補助します。

【補助の申請ができる方】

・講習開始時、介護保険法に基づくサービスを提供する市内の事業所を運営する法人（交付要綱第2条参照・以後市内事業所という。）で就労しておらず、研修終了後、市内事業所に速やか（概ね3ヶ月程度）に就職し、3ヶ月以上就労が続いている者。

【補助の対象となる経費】

・研修事業者に支払った受講経費全額
※ただし、他の機関より補助・助成のあった金額を除く

【補助の対象となる受講者(下記の全てに該当)】

- ①研修開始時点において市内事業所で就労していない方
- ②令和5年12月31日までに介護職員初任者研修を修了し、市内事業所で介護職員として3ヶ月以上就労しており、その後も就労の継続が見込まれる方
※令和6年1月1日以降に修了した方については、翌年度の補助対象となる見込みです。
- ③網走市内に住所を有し、市税等の滞納がない方

【提出書類】

- ①交付申請書(別記第2号様式)
- ②受講した介護職員の就労証明書(別紙1-2)
- ③受講経費の領収書(原本)またはクレジット契約証明書(利用証明書)等
※下記の事項が全て記載されており、宛名が申請者となっているものに限ります。
 - ア 領収額(またはクレジット領収額)
 - イ 領収額の内訳(受講料・テキスト代等の内訳が分かるもの。別紙可)
 - ウ 領収日(またはクレジット契約日)
 - エ 領収印
- ④研修機関が発行する修了証明書(写)
※様式については市のホームページからダウンロードまたは下記までお問合せください。

【申請期間】

令和5年7月3日(月)から令和6年3月29日(金)必着

【お問合せ・申し込み先】

〒093-8555 網走市南6条東4丁目
網走市 健康福祉部 介護福祉課 介護保険係
TEL 0152-44-6111(内391、403) FAX0152-44-0077
E-mail : ZUSR-KF-KAIGO-KAIGO@city.abashiri.hokkaido.jp